



松本保健所管内の飲食店で カンピロバクターによる食中毒が発生しました

本日、松本保健所は松本市内の飲食店を食中毒の原因施設と断定し、この施設の営業者に対し令和元年12月25日から12月27日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、12月12日にこの施設で食事をした1グループ4名中2名で、松本保健所が行った検査により、患者便からカンピロバクターが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

【事件の探知】

令和元年12月18日の午前11時頃、患者家族から「娘が職場の同僚と4人で当該飲食店にて鳥刺しを含む食事をし、娘を含む2名が発熱、腹痛等の症状を呈している。」旨の連絡がありました。

【松本保健所による調査結果概要】

- 患者は12月12日にこの施設で食事をした1グループ4名中2名で、12月15日の午後1時頃から発熱、腹痛、下痢等の症状を呈していました。
- 患者は、この施設が調理した食事を共通して喫食していました。
- 松本保健所が行った検査により、患者便からカンピロバクターが検出されました。
- 患者の症状は、カンピロバクターによる食中毒の症状と一致していました。
- 患者を診察した医師から食中毒の届出がありました。
- これらのことから、松本保健所はこの施設で調理された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	松本保健所				
患者関係	発症日時	12月15日 午後1時頃から			
	患者症状	発熱、腹痛、下痢など			
	患者所在地	松本市			
	患者数 及び喫食者数	患者数／喫食者数：2名／4名 (患者内訳) 女性：2名 (年齢：10歳代～20歳代)			
	医療機関受診者数	2名 (受診医療機関数：2か所)			
原因食品	12月12日に当該飲食店で提供された食事				
病因物質	カンピロバクター・ジェジュニ				
原因施設	施設所在地：松本市 営業許可業種：飲食店営業（一般食堂）				
措置	令和元年12月25日から12月27日まで3日間の営業停止				

[参考]

患者へ提供された 主なメニュー	とりわさ（鳥刺し）※、とりタタキ、焼き鳥（せせり、もも）、たたきキュウリ等 (※とりわさに使用した鶏肉には「完全に加熱してお召し上がりください」との記載があった)	
検査結果	カンピロバクター・ジェジュニ	患者便：2検体中2検体から検出 参考食品（患者に提供したものとは別ロットの鶏肉）：1検体中1検体から検出

[参考] 長野県内（長野市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

令和元年度 (うち長野市)	14件 (2件)	472名 (3名)
平成30年度 (うち長野市)	17件 (6件)	194名 (51名)

～～カンピロバクターによる食中毒～～

[特徴]

カンピロバクターは、ニワトリ、ウシ、ブタなどの腸管内に存在しています。これらの家畜、家禽を、食肉として解体する際に、処理された食肉の表面を汚染すると考えられています。中でも鶏肉は高率にこの菌に汚染されており、文献等によると市販されている鶏肉の汚染率は20～100%と言われています。

熱や乾燥に弱く、常温の空气中でも徐々に死滅しますが、他の食中毒菌に比べて少量でも食中毒を起こすという特徴があります。

食肉を生や加熱不足で食べることにより発生することが多く、特に注意が必要な食中毒原因菌です。

また、野生動物などに汚染された沢水や井戸水などにおける消毒の不備による水系感染があります。

[症状]

潜伏期間は、1～7日（平均2～3日）と長く、下痢、腹痛、発熱、頭痛、吐き気などの症状が現れます。

また、カンピロバクターに感染した数週間後に、手足の麻痺や顔面神経麻痺、呼吸困難などを起こす「ギラン・バレー症候群」を発症する場合があることが指摘されており、重症化した場合には死亡することもあります。

特に幼児や高齢者など体の抵抗力が弱い方は、重篤な症状となることがありますので、注意が必要です。

[予防方法]

鶏肉などを調理する際は、十分に加熱調理し、生や加熱不十分な状態（鶏わさ、タタキ等）では食べないでください。

また、生肉を扱った手やまな板、包丁などはカンピロバクターが付いている可能性があり、きちんと洗浄・消毒しないと他の食品を汚染してしまうことがあります。これらの生肉を扱った調理器具等は必ず洗剤でよく洗ってから、熱湯や塩素系の漂白剤などで消毒してください。

焼肉などをするときは、生焼けに注意するとともに、生肉用の取り箸と食べるための箸を使い分けてください。

沢水や井戸水を使用している施設では、衛生管理を徹底し、塩素消毒が実施されていることを確認してください。

確かな暮らしが宮まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～
しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5カ年計画）推進中

松本保健所 食品・生活衛生課 食品衛生係
(次長)田村 浩志 (課長)前澤 正和 (担当)浅樋 一郎
電話:0263-40-1942(直通)
0263-47-7800(内線 2151)
FAX:0263-47-9293
E-mail matsuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
(課長)吉田 徹也 (担当)福井 秀樹 飯塚 春彦
電話:026-235-7155(直通)
026-232-0111(内線 2661)
FAX:026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp